

○ 業務補助等に関する規則 (昭和二十五年八月十二日公認会計士管理委員会規則第七号) [平成十八年一月一日施行]

改正案	現行
<p>業務補助等に関する規則</p> <p>(通則)</p> <p>第一条 公認会計士の登録を受けようとする者は、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号。以下「法」という。)第十六条に規定する実務補習の外に、法第二条第一項の業務について公認会計士(外国公認会計士及び外国において公認会計士の資格に相当する資格を有する者を含む。以下同じ。)若しくは監査法人を補助すること(以下「業務補助」という。)又は財務に関する監査、分析その他の実務に従事すること(以下「実務従事」という。)を必要とする。</p> <p>(業務補助等報告書)</p> <p>第四条 公認会計士の登録を受けようとする者は、第一号様式による業務補助等報告書を、その住所を管轄する財務局長(当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次条において同じ。)を経由して、金融庁長官に提出するとともに、その写しを当該財務局長に提出しなければならない。</p>	<p>会計士補等の業務補助等に関する規則</p> <p>(通則)</p> <p>第一条 公認会計士試験第三次試験を受けようとする会計士補又は会計士補となる資格を有する者は、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号。以下「法」という。)第十二条に規定する実務補習の外に、法第二条第一項の業務について公認会計士(外国公認会計士及び外国において公認会計士の資格に相当する資格を有する者を含む。以下同じ。)若しくは監査法人を補助すること(以下「業務補助」という。)又は財務に関する監査、分析その他の実務に従事すること(以下「実務従事」という。)を必要とする。</p> <p>(業務補助等報告書)</p> <p>第四条 会計士補又は会計士補となる資格を有する者は、業務補助等の期間が二年以上に達したとき(ただし、実務補習期間と重複する期間がある者については、業務補助等の期間が二年以上であつて、かつ、実務補習期間と業務補助等の期間(実務補習と重複する期間を除く。)が通算して三年以上となつたときとする。)は、速やか</p>

2 前項の報告書及びその写しには、公認会計士の登録を受けようとする者が業務補助等を行った公認会計士、監査法人又は当該行政機関の長若しくはその他の法人の代表者ごとに、その発する第二号様式による業務補助等証明書及びその写しを添付しなければならない。ただし、当該証明書の交付を受けることができない場合には、当該業務補助等を行ったことを証するに足る書類を添付するものとする。

3 第一項の報告書は、公認会計士試験に合格した者に限り、提出することができる。

(報告書受理番号の通知)

第五条 金融庁長官は、前条に規定する報告書及び証明書を受理したときは、当該報告書提出者の報告書受理番号を前条第一項に規定する財務局長を経由して、当該報告書提出者に通知する。

に、第一号様式による業務補助等報告書を、その主たる事務所の所在地(会計士補となる資格を有する者にあつては、その住所とする。以下同じ。)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長。次条において同じ。)を経由して、公認会計士・監査審査会の会長に提出するとともに、その写しを当該財務局長に提出しなければならない。

2 前項の報告書及びその写しには、会計士補又は会計士補となる資格を有する者が業務補助等を行った公認会計士、監査法人又は当該行政機関の長若しくはこれに準ずる者ごとに、その発する第二号様式による業務補助等証明書及びその写しを添付しなければならない。ただし、当該証明書の交付を受けることができない場合には、当該業務補助等を行ったことを証するに足る書類を添付するものとする。

(新設)

(報告書受理番号の通知)

第五条 公認会計士・監査審査会の会長は、前条に規定する報告書及び証明書を受理したときは、当該報告書提出者の報告書受理番号を当該報告書提出者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して、当該報告書提出者に通知する。

改正案

現行

第一号様式（第4条関係）

（日本工業規格A4）

平成 年 月 日

金融庁長官 殿

住所
氏名

合格証書番号 第 号

業務補助等報告書

業務補助等に関する規則第1条に基づく業務補助等を下記のとおり行ったので、同規則第4条の規定により業務補助等証明書を添えて報告します。

業務補助等の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

業務補助等の機関等

業務補助等の概要

（注意事項）

- 1 （略）
- 2 業務補助等の概要欄には、次の事項を記載する。
 - (1) 業務補助の場合 （略）
 - (2) 実務従事の場合 （略）
 - (3) 実務補習が修了している場合は、実務補習修了確認番号及び実務補習の期間
- 3 （略）
- 4 （略）

第一号様式（第4条関係）

（日本工業規格A4）

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

会計士補(会計士補となる資格を有する者)
主たる事務所の所在地
氏名

登録番号 第 号
合格証書番号 第 号

業務補助等報告書

会計士補等の業務補助等に関する規則第1条に基づく業務補助等を下記のとおり行ったので、同規則第4条の規定により業務補助等証明書を添えて報告します。

業務補助等の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

業務補助等の機関等

業務補助等の概要

（注意事項）

- 1 （略）
- 2 業務補助等の概要欄には、次の事項を記載する。
 - (1) 業務補助の場合 （略）
 - (2) 実務従事の場合 （略）
 - (3) 実務補習が修了している場合は、実務補習修了承認番号及び実務補習の期間
- 3 （略）
- 4 （略）

改正案

現行

第二号様式（第4条関係）

（日本工業規格A4）

平成 年 月 日

金融庁長官 殿

公認会計士 印
(登録番号 第 号)

監査法人 印
代表社員 印

行政機関の
長又はその
他の法人の
代表者 印

業務補助等証明書
公認会計士の登録を受けようとする者 は、下記のとおり
業務補助等を行ったことを証明します。

記

業務補助等の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
業務補助等の概要

（注意事項）

- 1 業務補助等の概要欄には、次の事項を記載する。
 - (1) 業務補助の場合（略）
 - (2) 実務従事の場合（略）
 - (3) 実務補習が修了している場合は、実務補習修了確認番号及び実務補習の期間
- 2 （略）

第二号様式（第4条関係）

（日本工業規格A4）

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

公認会計士 印
(登録番号 第 号)

監査法人 印
代表社員 印

行政機関の
長又はこれ
に準ずる者 印

業務補助等証明書
会計士補（会計士補となる資格を有する者） は、下記のとおり
業務補助等を行ったことを証明します。

記

業務補助等の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
業務補助等の概要

（注意事項）

- 1 業務補助等の概要欄には、次の事項を記載する。
 - (1) 業務補助の場合（略）
 - (2) 実務従事の場合（略）
 - (3) 実務補習が修了している場合は、実務補習修了承認番号及び実務補習の期間
- 2 （略）